

憲政党内における東京市街鉄道問題

——星亨の動向を中心に——

神田智紀

はじめに

明治三十一（一八九八）年六月、自由党と進歩党の合併によって憲政党が結党される。同月、第三次伊藤内閣が総辞職すると、大隈重信首相、板垣退助内相とする「隈板内閣」が誕生する。ただ、旧自由党内では、第二次伊藤内閣との提携問題による党内対立、隈板内閣成立後もポストを巡り安定的ではなかった^①。

旧自由党関東派の首領で駐米公使の星亨が同年十月に米国から帰国し、憲政党分裂を画策する^②。これにより、憲政党は旧自由党と旧進歩党に分裂し憲政党（旧自由党）、憲政本党（旧進歩党）が結党される。この分裂により隈板内閣は瓦解し、次いで第二次山県内閣が誕生する。憲政党は第二次山県内閣との提携を選択する。

憲政党分裂、隈板内閣瓦解をめぐる星についての先行研究は次のものがあげられる。坂野潤治氏は「連合政権を分裂に導いたのは星亨」であるとし、「憲政党分裂までの約二ヶ月半の星の行動は関東俱樂部に依拠して連合政権を分裂させる」と論じている^③。升味準之輔氏は「星は憲政党を解党することを主張し、領袖たちは彼に圧倒されてしまった」とし、憲政党解党は星主導で行われたと論じている^④。伊藤之雄氏は「星の再登場で、一八九八年十二月頃から約二年間にわたって続いていた旧自由党の大混乱に終止符」とし、星が米国から帰国し、旧自由党勢力の混乱も收拾させたと論じる^⑤。

星は憲政党の総務委員、政府との交渉委員としてだけでなく、東京市会議員としても活動していた^⑥。星は側近の利光鶴松と共に東京市の課題であった、東京市街鉄道敷設実現に向けて奔走する。当時、東京市街鉄道施設の出願者は九十以上にも上っていた。その出願者の中から、星は自身が関わっていた東京市の地主らで出願した地主派、雨宮敬次郎、立川勇次郎ら雨宮派と上川彦次郎、藤山雷太、洪沢栄一などの三井派と

の三派合同での東京市街鉄道敷設出願を画策する^⑧。星は三派合同案を西郷従道内相に打診し内諾を得た。星らは雨宮派と三井派を説得し、明治三十二年七月に三派合同の東京市街鉄道会社を興し、九月に内務省に東京市街鉄道敷設の特許を出願する^⑩。しかし、憲政党は「鉄道国有化」を党是とし、さらに第二次伊藤内閣で内相だった板垣が「東京市街鉄道は市有」であると内定していた。星が憲政党や板垣の意向に反する東京市街鉄道民有を画策したことに対する、党内矛盾が新聞各紙で指摘されるようになる。

東京市街鉄道問題について以下の先行研究が挙げられる。宮本源之助氏は当時の鉄道事情を網羅し、東京市街鉄道の動力、技術的な問題に焦点を当て論じている^⑪。中西健一氏は東京市街鉄道の動力、技術問題や三派合同による敷設認可について論じている^⑫。宮地正人氏は「東京市街鉄道敷設認可を巡る、憲政党と山県内閣の交渉について論じている^⑬。櫻井良樹氏は東京市街鉄道敷設認可をめぐる東京市会での攻防について焦点を当て論じている^⑭。北原聡氏は東京市街鉄道問題について研究しているが、星のインフラ構想を中心に焦点を当て論じている^⑮。

本論ではこうした研究状況を踏まえ、東京市街鉄道問題を巡る星亨を中心とした憲政党内の動向を検証する。星が党是と乖離する「東京市街鉄道民有」を画策した矛盾点をどうとらえるかも一つの研究課題である。本論では最終的に東京市街鉄道問題が憲政党にどのような影響を与えたかを明らかにすることを目的とする。また、星亨に関係する史料が少ないことから、現状では星に関する研究の進展は容易でない。そうした状況を改善するために、憲政党機関紙『憲政党党報』を史料として引用する。これは機関紙という党の意志を示す媒体を使用することで、党内の政策、権力状況を把握することが可能であるからだ。また、星系の『日刊人民』を史料として引用する。

一 憲政党の「鉄道国有化政策」について

まず、憲政党の「鉄道国有化」に対する動向について確認する。憲政党綱領には「運輸交通の機関を促成完備すること」と明文化されているが、鉄道国有化は明文化されていない。しかし、憲政党と第二次山県内閣との提携条件には「鉄道国有化」が明記されている。

憲政党の機関紙『憲政党党報』(以下、『党報』と記載)第二十四号(明治三十二年十一月二十日)には明治三十二年十一月十五日に開催された憲政党大会で「鉄道国有を實行し併せて未成線を完成する事」とした宣言が朗読されたことを掲載されている。こうしたことを踏まえると、鉄道国有化は憲政党の党是だったといえる。『党報』で鉄道国有化について取り上げた論説を挙げてみた。

・第五号 (明治三十二年二月五日) 「鉄道国有法に規定すべき条項世人の論難に對する弁駁」竹内綱、「鉄道国有の實行に伴ひ一大銀行を設立する儀」若宮正音

・第六号 (同年二月二十日) 「鉄道国有の速やかに実行せられんことを」野村庄之助

・第七号 (同年三月五日) 「鉄道国有建議案」栗原亮一

『党報』では第五、七号に集中して論説に鉄道国有化について取り上げている。第八号以降、論説で鉄道国有化が取り上げられることはなかったが、論説以外では鉄道国有化に向けた動向が取り上げられていた。

『党報』第九号(同年四月八日)では「第十三議会報告書」と題して「鉄道国有」について次のように報じている。

第十三議会報告書(中略) 鉄道国有ハ一時ノ經濟窮治策ニ非ラス國家百年ノ大計ヲ定ムル者ナリ夫レ鉄道ハ恰モ国道ノ如シ其勞力資本ノ結果トシテ私人ノ所有ニ歸スルモ專ラ私人ノ利營ムヘキ者ニ非ラス(中略) 鉄道ノ如キ独占事業ハ個人ノ自由競走ニ付スヘキ者ニ非ラス之ヲ国有ノ有ニ歸セシメ宜ク社会一般ノ用ヲ利スヘシ且ツ鉄道ノ管理運用ヲ統一スルハ軍事上及經濟上ニ最モ必要ナリトス(中略) 大抵列國ハ国有ノ方針ヲ取レリ鉄道国有ノ軍事上經濟上ニ利益ナルハ其論既定マル

憲政党は「經濟上」「社会上」「軍事上」の問題や、「鉄道国有化」は世界の流れとし、「鉄道国有化の速やかな実行」を訴えた。

憲政党の首領である板垣退助も、鉄道国有化を主張している。『党報』第十号(明治三十二年四月二十日)には明治三十二年三月二十四日に福島県で行われた板垣の演説について次のようにある。

板垣伯(中略) 鉄道国有論に入り、(一) 民有鉄道は軍事の秘密を保つこと能わず(二) 軍隊の集散を迅速ならしめんには鉄道の統一を要す(三) 交通機關普及せざる可らず此三点に付軍備上經濟上鉄道は国有にすべき事を縷述し其他生産力の發達上必要すべき事項を説き

板垣にとつても鉄道国有化は実現させたい政治課題の一つであつたことがうかがい知れる。第二次伊藤内閣で内相だつた板垣は、明治二十九年六月に東京市街鉄道は東京市による経営と内定していた。東京市街改正条例(明治十一年勅令第六十二号)の第二条に「市区改正の設計を議定したるときは内務大臣に具申すべし内務大臣は審査の上内閣の認可を受け東京府知事に対し之を公告せしむべし」とあり、東京市内を通る東京市街鉄道は内務省の管轄だつた。

一方、星亨は憲政党の「鉄道国有化」という党是にどのようなスタンスをとつていたのか。『読売新聞』(明治三十一年十二月二十七日)は「鉄道国有論にハ憲政党中の星、松田両氏も反對するやに伝ふ」とある。さらに、『読売新聞』(明治三十二年一月二十二日)は次のように報じている。

鉄道国有化問題に就いてハ憲政党中独り関東俱樂部のみ反對の意向ありしも同俱樂部に於いても一昨日開花亭に会合して本案の意向を一定して之に賛同することに決しこれらの記事から星は鉄道国有化を積極的に推進しようというスタンスでなかつたことがわかる。明治三十二年十一月十五日に開催された憲政党大会の前に、星は自身が所属する憲政党地方組織の東京支部の大会と関東俱樂部の大会に出席した。『党報』二十四号によると、東京支部大会では鉄道国有化の決議を行わなかつたが、関東俱樂部大会では鉄道国有化が決議された。鉄道国有化の決議を巡る、東京と関東俱樂部の対応の差は、東京支部で鉄道国有を決議すれば、東京市街鉄道の「市有」を認めたと受け取られる可能性があつた。しかし、東京以外の地域も所属する、関東俱樂部の東京以外の地域では、東京市街鉄道問題の利害には関係ない。こうしたことから、関東レベルでは鉄道国有化を反対する理由がなかつた。

二 板垣、星の周辺に関する新聞報道

板垣退助は具体的にどのような経緯で東京市街鉄道問題に関与したのだろうか。『利光鶴松翁手記』には伊東巳代治が板垣を「閣下ガ内務大臣トシテ市有ノ省議ヲ決定シ置キタルニ今日星亨君ガ閣下ニ一言ノ挨拶モ無ク之ヲ民間ノ会社ニ経営セシメントスルハ（中略）閣下に無礼¹⁹」であると焚き付けたと記されている。これに板垣は反応して、東京市街鉄道民有反対運動に関与するようになる。板垣がいつ頃から民有反対運動に関与したかは、判然としない。東京市街鉄道問題に関連する板垣の発言が確認できるのは『東京朝日新聞』（明治三十二年九月十一日）である。「板垣伯の市街鉄道論」と題した記事には板垣が来客の質問に「自由党議員が三派合同に同意するは不埒至極の事」と答えたと記されている。『東京朝日新聞』（同年九月二十五日）には「板伯市街鉄道市有論を唱えて大いに人民紙を罵倒す、星に向かつて直ちにそれ程云える勇氣があれば宜しいが」と市街鉄道問題で星に直接注意を与えない板垣を揶揄する記事を掲載した。

こうしたなか『東京朝日新聞』（同年九月十三日）は「板垣伯と星氏激論す」と題し、東京市街鉄道問題を巡り、板垣と星が激論を交わしたとする記事を掲載した。一方で、『毎日新聞』（同年十月八日）には「政党よ主義無く社会よ秩序なし」と題した論説を掲載し、「星氏其巨魁となり、市内の自由党を挙て、私設電鉄の興に奔走せしむ、而も板垣伯自由党の本部に座し、一言の批評すら為さざるは何ぞや」とし、「鉄道国有化」という党是に矛盾した星を批判しない板垣を批判した。

『毎日新聞』（同年十月十三日）は「市街鉄道紛々雑記（下）」と題した論説を掲載し、「板伯と星氏とが全く背馳し各々熱心に主張を貫かんとすることなり板伯は先頃頻りに市有説を囂々する」とし、板垣が市有運動に関与したと報じた。

ついで、『東京朝日新聞』、『毎日新聞』は東京市街鉄道問題を巡る「板垣対星」の直接的なやりとりについての記事を掲載した。『東京朝日新聞』（同年九月三十日）に「板垣伯と星氏激論す」と報じたが、『毎日新聞』（同年十月八日）に「星を批判しない板垣」について批判的な記事を掲載した。両紙には時期的な矛盾があり信憑性が薄い。こうした報道が東京市街鉄道問題を巡る「板垣対星」の構図を政界、世間に印象づけ、東京市街鉄道市有派や、星と対立する土佐派を勢いづかせる要因の一つにはなった。

板垣の介入に対し、星と利光鶴松は東京市街鉄道民有反対運動からの「板垣外し」

を画策する。東京市参事だった利光は「伊東男ノ永田町ノ邸ヲ貫通スル市区改正ノ案ヲ立テ」という伊東に対する報復行為にでた²⁰。それに対し伊東は「大変迷惑ナレバ何トカ他ニ変更セラレタシ」と計画撤回を利光に申し出た。利光は市区改正案の中止の条件として「板垣伯ニ市有運動中止スル様」に板垣を説得するように求め、伊東はこれに応じた²¹。

伊東が板垣に東京市街鉄道民有反対運動から離れるように説得に出向いたことで利光は市区改正事業を中止したが、板垣は東京市街鉄道民有反対運動を離れることはなかった。明治三十二年十月十四日、板垣は東京市街鉄道民有反対組織である「市有期成同盟会」の集会に出席し、演説を行った。この集会の板垣の演説について『東京朝日新聞』（同年十月十五日）は「星岡崎利光の三氏及び伊東男は熱心に三派賛成を求め或いハ街鉄に関し沈黙を守らんと勧誘せられし」と述べたと報じた。

星は東京市街鉄道問題に板垣が介入することで、三派合同による東京市街鉄道敷設計画頓挫を懸念し、板垣の引き離し工作を利光等に行わせた。三派合同での東京市街鉄道敷設が失敗すれば、星は憲政党内での政治的求心力の低下を引き起こし、再び党内運営をから離れる恐れもあった。そうした点を考慮すると星にとって東京市街鉄道問題は重要な問題であったといえる。

三 星総務委員辞任騒動

明治三十二年十月十四日、「星亨、憲政党総務委員辞任申し出」とする記事を新聞各紙が報じた。憲政党では党の代表者を置かず、総務委員と大臣経験がある総務委員待遇者による党内運営が行われていた。政府との交渉委員であった星が党総務委員辞任を申し出したことは、党内外に大きな影響を与える出来事であった。

『東京朝日新聞』（明治三十二年十月十四日）は「星亨、憲政党総務委員辞意表明」を報じた。その中で、十月十二日の総務委員会で星は「健康を害して最も嗜好せる読書を食ゆるの余裕なければ、暫時総務委員の激務を避けて健康を計るの傍ら紊乱せる家道を挽回せんと欲する」として総務委員辞任を申し出た。しかし、「関東派と相容れざる土佐派は固よりその部下と雖も氏に心腹せざる者漸次増加したる事実あり」とし、辞職の近因は「東京市街鉄道民営を巡り土佐派と対立」とする「自由党領袖某氏」の言葉を「裏面の事情」として報じた。

『大阪毎日新聞』（同日）は星総務委員辞任の理由について「暫く責任の地を去り静かに読書をなし健康を回復せんとて其心事を吐露したる」と報じた。『読売新聞』（同日）は東京市街鉄道民有を目論む星について土佐派議員が「民設論を唱ふる如きはなれば除名すべしと唱え」とした上で、「星氏は総務委員辞任を言い出したり」と報じ、東京市街鉄道問題で星が土佐派に攻撃されていることを強調した。

この後も、各紙は東京市街問題による土佐派と関東派の対立による星総務委員辞任について報じている。『東京朝日新聞』（同年十月十五日）は「星氏辞任の助言者」と題し、「星氏攻撃し土佐派に保てる地位を拡張せんと企てたるにより星氏の友人岡崎邦輔ハ早くもこの機を察し」とした上で、星に辞任を促したと報じた。

『大阪毎日新聞』は「星総務委員辞任事件」と題して、「星排斥の成巧は伊東男等を首謀とせる土佐派の陰謀」、「板垣伯は市街鉄道問題につき星氏と大激論」と星と土佐派の対立を伝えた。また、『大阪毎日新聞』（同年十月十七日）は「星氏機先を制す」と題し、「星氏の幕僚として名ある岡崎邦輔氏の其乗すべき機会を示したるに基づく」と報じ、星の辞任は岡崎の助言によるものだとした。

こうした報道を受けてか、岡崎は明治三十二年十月十九日に大阪毎日新聞社長・原敬宛に憲政党内の事情に言及した書簡を送っている。そこには次のように記されている。

今回星総務委員を辞するに至リタルコトハ色々とり沙汰仕候得とも、要するに右は過般来内談仕置候事にて、只今相考事ニハ無之、実は先般申上候如く、是非共同人より山縣侯へ忠告せしめんと存候得とも、同人は種々之行懸りも有之、突然其忠告も仕兼模様、且ハ昨年来同人一身に自憲党之勢力を集メ、政府議會に相働き候故、内外同人に対する非難之声も有之、且ハ政府との関係も山縣杯もちと安心ニ過ぎ居様ニも相見候故、とかく星が当年責任を一身ニ引受相働き候事を避候ハ、山縣も余程心配をも可相始、又議會中ニハ松田林杯を相手として懸引候とも何事も速決むつかしく、政党之方も星之跋扈を忌むものも有之候へとも、其実星に非されハ頼むニ不足との事も相悟り可申旁、此際ハ其要地を避ケ同人之為ニ余地を残す道理ニ御坐候候事ニ御坐候。夫故いつもの星に似合サル道を行ハセタル事ニ御坐候。政府も大ニヨハリ居候よし御坐候。只今電氣横濱埋立杯ニテカレコレ申居候得とも、之レモ今一週間内ニハ結末相付キ可申、其上ハ対政府論ハカレコレ相始り可申候。星隠退之上静肅ナルハ却テ不妙との御考御同感ニ御坐候（中略）新聞の歩調を一にして自由党中ノ内訌として口ヲ極メテ罵り居候得とも、

決シテ党内異状ノアルヘキニアラズ

このように、岡崎は「星ニ似合サル道を行ハセタル」と、星に辞任を進言したことを認めた。また、星の総務委員辞任は山県内閣に決心を促すものとし、星に対する党内の批判について言及し、「土佐派對関東派」の党内対立を否定した。この「山県内閣に決心を促す」とは何をさすか判然としない。当時の憲政党の政治課題としては「選挙法改正」「鉄道国有化」「監獄費国庫支弁実行」「政社法改正」が挙げられる。

ただ、「山県への忠告」の為だけに、岡崎が星に総務委員辞任を促したという点には疑問が残る。後述するが、『党報』や星系の新聞である『日刊人民』は「土佐派對関東派」の党内対立を否定している。『大阪毎日新聞』は星総務委員辞任の原因を「東京市街鉄道問題による土佐派と関東派の対立」としていた。岡崎は原に新聞が報道するような「深刻な党内対立はない」とし、星総務委員辞任の狙いは「山県の決心を促す」とする情報を流した。この書簡の目的は「新聞が報道する党内対立の否定」だったと考えられる。

ただ、岡崎は「電氣横濱埋立等」による党内対立があることを認めた。この電氣とは、「電氣鉄道」のことで、つまり東京市街鉄道問題を指し、横濱埋立は「横濱埋立事件」を指している。横濱埋立事件は、第十三回帝国議會での地租増徴法案成立が事の発端となった。第二次山県内閣と憲政党は提携し、地租増徴法案成立を目指していた。しかし、衆議院で憲政党の議席は過半数を割っていて、法案成立には多数派工作が不可欠であった。そこで、岡崎は星に横濱の海面埋立事業を憲政本党の小山田新蔵に認可を出せば、小山田とそのグループの者を地租増徴案に賛成させると打診した。これに応じた星は西郷従道内相に小山田グループに横濱海面埋立事業の認可を出すことを確約させ、憲政本党から、小山田グループを離反させた。しかし、横濱海面埋立事業は地元の横濱組と、信州派が出願していた。横濱組は土佐派の鈴木充美、栗原亮一など、信州派は龍野周一郎、伊藤大八、利光鶴松が両グループの後盾となっていたため、党内で利権争いが発生した。党内で三つ巴となった争いに、東京市街鉄道問題も相まって、新聞報道は星に対して批判的、また憲政党の党内対立を報じるようになった。さらに横濱埋立事件をめぐる星は憲政党からの除名騒動にまで発展する。星の側近である利光は、自身の尽力で星除名は免れたとしている。

岡崎が東京市街鉄道問題と横濱埋立事件が党内で問題になっている事を認めたことで、各紙で報じられているような「土佐派と関東派」の対立を結果的に認めたことになる。

「山県も余程心配を可相始」、政党の方も「星二非されハ頼むニ不足との事も相悟り可申旁」とあることから、星の政治的役割を党内外に示す、効果はあっただろう。『大阪毎日新聞』（十月十七日）は「星氏総務委員辞するの事ありて山縣候及び其帷幕の人皆心胆の寒さを感じたり」と報じていることから、星総務委員辞任の影響が党内外に及んでいたことになる。

星は自ら総務委員の辞任を申し出たが、憲政党の党則では「総務委員ハ大会ニ於テ之ヲ選挙シ本党ノ一切党務ヲ総理ス」規定されていた。つまり、星が辞任を申し出ても、実際は辞任にならず、党大会を経なければ補充人事が行われることができない仕組みだった。星は党則の不備を利用して、あえて「総務委員辞任」を切り出したのだろう。

四 『日刊人民』からみる東京市街鉄道問題

『東京朝日新聞』は明治三十二年九月に東京市街鉄道問題について十五の記事を掲載している。うち五つの記事が三派合同もしくは星亨を批判している。その批判記事の題と要約は次のようになる。

『東京朝日新聞』明治三十二年九月

- ・五日「市会議員と交通機関問題」……三派合同が内務省局長、市会議員を買収。
- ・六日「政治家の営業」……東京市街鉄道は独占事業で、政治家の営業。「黄塵緑市街」……市街鉄道は議会議長の交通問題。
- ・十一日「市街鉄道と松田市長の決心」……三派合同が内務官吏を魔し東京市が当然取得すべき利益を自家に。
- ・十七日「隈伯談片」……板垣がいくら叱つても星は取るだけの報酬は得ている。権利は売り尽くしている。

『毎日新聞』も同年九月に『東京朝日新聞』と同様の記事を掲載している。東京市街鉄道問題について十七の記事を掲載し、四つの批判記事を掲載している。

『毎日新聞』明治三十二年九月

- ・五日「論説 市街鉄道と自由党」……自由党は鉄道国有論者だが、市街鉄道に限り民有
- ・九日「論説 東西公人の品格の相違」……電鉄問題は政治家が相場師と連合
- ・十八日「腐敗せる公共機関（大隈伯の所見）」……東京市の交通機関は今や一

憲政党内における東京市街鉄道問題

種の魔力を持った人に握られている

・二十六日「星と内務省と市街鉄道」……政客と会社が勝手気ままに振る舞うこのように東京市街鉄道問題を巡り、三派合同や星を直接的に批判する記事が掲載されていた。また、各紙は東京市街鉄道問題とは別に、星亨の政治家としてのイメージを損なう記事を掲載するなど、星に批判的な世論が形成される状況となっていた。

また星としては先述の「板垣対星」（土佐派對関東派）の否定、東京市街鉄道民有の合理性を示さなければならなかった。こうした状況の中、星系の『日刊人民』は、これらの新聞報道を打ち消す報道を展開する。

『日刊人民』（明治三十二年九月六日）は「私営は市民の負担にならない」「私営でなければ敷設できず市民の不利益」「市街交通機関の布設の珍重は市民の不利益」などと、東京市街鉄道の民有による利点を訴えた。『日刊人民』（同年十月十三日）は「既に市有、私有論争ではなく技術的な論争」とし、民有は決定済みとする主張を展開。『日刊人民』（同年十月二十三日）は「多くの事業を抱える東京市に敷設する見込み無し」とし、十月六日につづいて、市有の実現性の低さを指摘した。このよう『日刊人民』は立て続けに、東京市街鉄道の民有の利点を紙面で展開し、三派合同による経営の合理性や正当性を主張した。

『日刊人民』（同年十月二十六日）は「板垣伯と民営論の対立報道は進歩派による離間策」「板垣伯の市有論は謂うまでもないが、市による敷設は容易ではない」と論じた。「進歩派による離間策」と論じたことは、板垣と星の党内対立を否定する意図が働いていたことを示している。また、早急な鉄道敷設が市民の利益とした上で、板垣の主張はもつともであると、前置きしたことで板垣への配慮を示した。

『日刊人民』（同年十月三十日）は「鉄道に関して国家と市を同一に論ずることはできない」「市の事情によつて私営」とした上で、鉄道国有化を巡る党是矛盾を否定した。『日刊人民』（同年十月三十一日）の論説では「自由党に警告す」とセンセーショナルなタイトルで「東京市街鉄道問題、横浜埋立事件は地方の問題、個人の問題で党派の問題に非ず」と論じた。あくまでも、東京市街鉄道問題を憲政党内から切り離そうとする姿勢を貫いた。

星総務委員辞任について『日刊人民』（同年十月十四日）は次のように報じている。

氏が社員に語り、昨年八月米国より帰朝してより以来、憲政党のため、南船北馬東奔西走と寧日なし之が為に痛く健康を害し（中略）この歳月の間最嗜好せる所

の読書を廃し興味の方に索然したるを覚ゆ暫く責任の地を去りて徐に静養せんと欲するは遂に氏の如き提議を為すに至りのみ憲政党に対する心事は従前の如く一日も懐を離るゝ能はずと

『日刊人民』は「星の辞任申し出は一時的な静養である」という星のコメントを掲載し、星の総務委員復帰に含みを持たせた。また、『日刊人民』（同年十月十七日）は「休養を誇大に言い立て土佐派と関東派を離間させようとする反対党の謀計」とした上で「星の総務委員辞任は虚報」とする片岡健吉のコメントを掲載し、各紙が報じる「土佐派對関東派」の構図を否定した。

五 『憲政党党報』にみる東京市街鉄道問題

『党報』が東京市街鉄道問題について取り上げた記事はいくつか存在する。東京市街鉄道民有を肯定する例として、渋沢栄一の意見書が掲載された十七号（明治三十二年八月五日）が挙げられる。しかし、二十一号（同年十月五日）では「市有か民有か大問題」題し「市有を決議した東京市会が民有に傾いた」と東京市街鉄道問題に否定的な記事が掲載される。同号では「不思議の事」と題し次のように掲載している。

市街鉄道私有の決議を為し誓つて之を貫徹せんとの意気を示したる東京市会か、市有説を抛つて民有説に傾きたる其の風説嘘かと思へば嘘にもあらざる。東京市民の市政に冷淡にして、市区改正、市街鉄道と云へる如き大問題を見ること、神明神や山王の祭典の百分の一にも及ばざる

東京市会で紛糾する東京市街鉄道問題に東京市民は関心を示すことはない、東京市街鉄道問題に対してドライな論調を取っている。

また二十二号（同年十月二十日）では「東京市街鉄道市営で東京市の財源確保」とする市有を推す内容の論説が掲載された。これは三派合同での東京市街鉄道民営を目指す星にとっては、不都合な論説だった。この論説の執筆者は「千岳生」というペンネームで執筆していて、千岳生の人となりは不明ではある。東京市街鉄道市有を推進する内容が党の意見とする機関紙に掲載されたことは星が党内で優位な状況でなかったことを示している。

『党報』の論説は毎号、憲政党の各派の五名程度が執筆していた。しかし、星が論説で東京市街鉄道問題について執筆することはなかった。これは星が東京市街鉄道問

題を極力、党内問題と認識させないように配慮したとも考えられる。憲政黨員でない三派合同に参加していた渋沢栄一の東京市街鉄道の民有化を求める意見書が『党報』に掲載されたことは、星の意志が一度は反映されていたようだ。二十二号の「東京市街鉄道市営で東京市の財源確保」という論説が掲載されたことは『党報』による意見の変化が確認できる。

東京市街鉄道問題による「星亨の総務委員辞任」が新聞各紙で報じられ、土佐派と関東派の対立が党内外に認識されたが、「横浜埋立事件」によつて党内対立はより顕在化した。

『党報』第二十三号（明治三十二年十一月五日）には明治三十二年十一月一日に開かれた総務委員会での決議が掲載された。

総務委員会の決議（其二）

近頃横浜海面埋立事件として伝へらるゝ、一問題あり、（中略）我党分裂の兆しなりと伝へ、（中略）我党にては本月一日総務委員会を開き板垣伯、末松、星、林、江原、片岡、松田の諸氏并に石塚、改野両幹事等出席の上、協議を凝らす處あり結局左の決議を為せり

横浜埋立事件は本部に於て此に關與せざる事

右に關し党中意思の行違あるものは之が疎通を計る事

東京市街鉄道問題と同時に党内対立の火種となつていた横浜埋立事件について憲政党執行部は「横浜埋立事件に本部は関与せず」とする決議を下した。さらに同号では「政党の本領」と題した星の論説が掲載された。

また、同号には「東京市街鉄道問題一段落」とする記事が掲載され、東京市会で「私有と為すに決し」と伝えた。一方で同号では「街鉄問題の波乱」と題し民有による市への納付金について「市会の決議たる市の利益を害するものなれば、法律によりて之を再議に附せしむ議起りて」とし、その波乱に言及した。さらに「街鉄の納付金」と題し、「或者の計算に據れば（中略）市会の決議額は却て市に利益となる」とし民有の有利さを指摘した。

『党報』第二十三号では「横浜埋立事件の決着」「東京市街鉄道民有の優位性の強調」を掲載し、これまでの論調とは確実な変化が見られるようになった。それらに加えて、星の健在をアピールするような論説掲載は、憲政党内部での対立で星が優位に立つたとみてとれる。『憲政党報』という「党機関紙」から党内の派閥争いの様相が確

認できた。十一月十五日に行われた党大会で星は総務委員に再任されることとなる。⁽²⁶⁾

終わりに

明治三十一年に星が旧憲政党分裂させ、旧自由党主体の憲政党の党内運営を担い、政府との交渉を行うことで、星の党内における地位が向上する。憲政党内では東京市街鉄道問題をめぐり、星に対する批判がとくに土佐派から強められ、「星総務委員辞任騒動」にまで発展する。星総務委員辞任騒動はこの時期の党内運営、党内対立の複雑さを示している。星は東京市街鉄道問題による土佐派の攻撃や新聞各紙の批判報道をかわすために、『日刊人民』を使い東京市街鉄道の民有の正当性を主張した。そのなかで「東京市街鉄道問題は進歩派の離間策」と主張し、さらに東京市街鉄道市有を主張する板垣に一定の配慮を示すなど、党内対立を沈静化、或いは否定しようとしていた。『党報』では東京市街鉄道問題について、殆ど肯定的な記事は掲載されなかった。一方で、東京市街鉄道問題で星に対する批判的な記事は掲載されなかったが、東京市街鉄道民有に否定的な見解を示す記事は第二十二号まで掲載された。しかし第二十三号になると「横浜埋立事件に党本部は関与せず」「東京市街鉄道問題一段落」「東京市街鉄道は市の利益」とする星にとって有利な内容の記事が掲載された。さらに同号で星が「政党の本領」とする、論説を掲載したことで、「星健在」をアピールした。さらに十一月十五日に行われた党大会で星は総務委員に再任され、東京市街鉄道問題による反対派勢力（土佐派）に勝利したといえる。

星は土佐派との駆け引きで「総務委員辞任」というカードを選択した。憲政党党則では「総務委員は党大会で選出」と規定され、総務委員が辞任した際の補充人事に関する規定はなかったため、星はそれを見越して、「総務委員辞任」を申し出たのだろう。そのため、星は総務委員を辞任する覚悟がなかったといえる。また、明治三十二年十一月の党大会において星は総務委員が辞任場合、「臨時に代議士会で新たな総務委員を選出」という、党則改正案を提出し、可決された。また、星は反対動議によって成立することは無かったが、「前大臣の総務委員待遇の廃止⁽²⁷⁾」を提案するなど党内運営を戦略的に描いていた。

土佐派が星を排除することで、関東派が脱党する懸念もあつたために、東京市街鉄道問題、横浜埋立事件で星側に折れたとも考えられる。星が東京市街鉄道問題を收拾

させたことによつて、党内外における政治的求心力を高めた。⁽³⁰⁾

憲政党は第二次山県内閣との提携の際に、大臣ポストを要求したものの、それは受け入れられずに妥協し提携した。憲政党が大臣ポストを得た場合、党内で大臣ポストを巡る、派閥抗争が激化したことも予想される。こうしたことを踏まえると、「大臣ポスト要求」というポーズを党内外に示ただけで、党内対立回避を図つたと考えられる。憲政党単独で政権運営をしなければ、各派に分配できるだけの大臣ポストはなかったこともその理由の一つだ。

仮に第二次山県内閣が憲政党に大臣ポストを与えた場合、板垣退助が内相に就任する可能性があつた。板垣が内相に再び就任した場合、「東京市街鉄道民有」を指す星にとつては不都合な状況となる。また、隈板内閣を瓦解に追い込み、板垣を内相の座から引き離したことが、「東京市街鉄道民有」を実現させる環境を整える布石となつた。板垣を内相から引き離す目的で、星が「大臣ポスト争い」を口実に隈板内閣を瓦解させたと切り切ることは強引な理論ではあるが、今後の星亨研究において留意すべき事象であること付け足しておく。

註

- (1) 伊藤之雄「日清戦後の自由党の改革と星亨」(『名古屋大学文学部研究論集史学三九』一九九三年)
- (2) 大臣ポストを巡り、自由党系と進捗党系が対立。
- (3) 関東派を指す。
- (4) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、一九七一年)一九六―一九七頁
- (5) 升味準之輔『日本政治史二 藩閥支配 政党政治』(東京大学出版会、一九八八年)二九九頁
- (6) 伊藤之雄『前掲』五九頁
- (7) 当時は衆議院議員と地方議員の兼任は可能だった。
- (8) 利光鶴松著『利光鶴松翁手記』(一九七九年、大空社)二九四頁
- (9) 明治三十二年地主派、兩宮派、三井派の三派合同で会社設立。明治三十三年六月、市内に二百マイルの電車敷設の特許を内務省から受け、三十六年九月に数寄屋橋―神田橋間を開業。その後、日比谷―半蔵門間、神田―両国間、半蔵門―新宿間

を順次開業した。

- (10) 利光鶴松著『前掲』二五三頁
- (11) 宮本源之助『明治運輸史』(原書房、一九一三年刊)
- (12) 中西健一『日本私有鉄道史研究』(日本評論社、一九六三年)
- (13) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年)
- (14) 櫻井良樹『帝都東京の近代政治史』(日本経済評論社、二〇〇三年)
- (15) 北原聡「星亨のインフラストラクチュア構想」(慶應義塾大学『三田學會雜誌』一九九六年)
- (16) 憲政党『憲政党党報』第一号(明治三十一年十二月五日)(以下『党報』)
- (17) 徳富蘇峰『公爵山県有朋伝下巻』(原書房、一九六九年)三五五頁
- (18) 明治三十一年六月に発行開始。自由党と進歩党分裂により、十四号で廃刊。自由党主体の憲政党により明治三十一年十一月より再び第一号より発行を開始し第四十四号まで発行された。発行は月二回。
- (19) 利光鶴松『前掲』二六一〜二六二頁
- (20) 利光鶴松『前掲』二六七〜二六八頁
- (21) 利光鶴松『前掲』二六八頁
- (22) 櫻井徹『市街鉄道問題(明治期鉄道史資料第二期第二集)』(日本経済評論社、一九八八年)「東京市街鉄道問題」一〜九頁に板垣退助の演説を集録。
- (23) 原敬文書研究会『原敬関係文書第一巻、書翰篇一』(日本放送出版会、一九八四年)三七八〜三七九頁
- (24) 利光鶴松『前掲』四〇八頁、原敬文書研究会『前掲』三七八〜三七九頁
- (25) 同右
- (26) 憲政党『党報』第二十四号(明治三十二年十一月二十日)
- (27) 利光鶴松著『前掲』四一一頁、『読売新聞』(明治三十二年十月二十九日)、『東京朝日新聞』(明治三十二年十月三十一日)
- (28) 利光鶴松著『同前』四〇九〜四一〇頁
- (29) 憲政党『党報』第二十四号(明治三十二年十一月二十日)
- (30) 吉良芳江氏は「横浜埋立事件の一考察 都市の利権と政党」(日本女子大学『史艸』四五(二〇〇四年)の中で横浜埋立事件によって星亨が党内基盤を確立したとしている。